

住むなら三島

移住・定住を促進しています

移住者へ最大 150 万円補助します

市では、若い世帯の三島市への移住を促すため、住宅を取得して移住する人に補助金を交付しています。

申請期限 住民票を異動してから1年以内

対象 ▶夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

▶中学生以下の子がいる40歳未満の人

対象 ▶住宅の建設▶建売住宅、中古住宅

購入▶分譲マンション、中古マンションの購入

※平成28年4月1日以降に工事請負契約または売買契約を締結した物件に限る

補助金額 ▶県外からの移住者…120万円

▶県内の市外からの移住者…50万円

※中学生以下の子一人につき10万円上乘せ（最大30万円まで）



▲素敵なみしまライフを！

リフォーム工事を補助します ※一部市内在住者も対象

県外からの移住者世帯や子育て世帯、耐震補強工事を行う世帯に対し、リフォーム工事費用の一部を補助します。三島市への移住・定住および住宅の耐震化の促進や、子育て世帯・三世帯同居を支援します。

(1) 県外から移住する若い世帯が行うリフォーム

対象 県外から移住する次のいずれかに当てはまる世帯①夫婦いずれかが40歳未満②配偶者のいない40歳未満で、15歳以下の子と同居

助成額 リフォームに要する経費の20% ※20万円を上限

(2) 子育て世帯が行うリフォーム

対象 15歳以下の子と同居する世帯 ※市内在住可

助成額 リフォームに要する経費の30% ※30万円を上限

(3) 耐震附带リフォーム

対象 耐震補強工事と併せて行うリフォーム工事※市内在住可、注意事項を要確認

助成額 補助対象経費の15%

※15万円を上限

注意事項

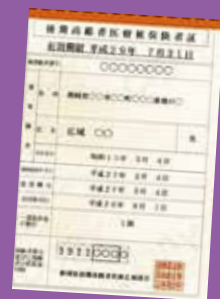
▶(1)、(2)、(3)それぞれの併用が可能です。(3)のみを行う場合は、市内施工業者による工事に限ります。

▶工事着手前及び工事請負契約前に申請が必要です。※事後の申請は不可



▲地震対策とリフォームで住みやすく※イメージ

問合せ 建築住宅課三島住まい推進室 ☎ 983・2750



後期高齢者医療保険料

軽減特例措置が変わります

問合せ 保険年金課 ☎ 983・2710

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。

また、世帯の所得水準などに応じて軽減される特例措置は平成20年4月の制度開始から延長して適用し

てきましたが、平成29年度から段階的に縮小することになりました。なお、所得の低い被保険者に対する均等割額の軽減特例措置については、平成29年度も継続して行います。

見直される後期高齢者医療保険料額については、8月に決定されます。

●均等割保険料

家族の保険の扶養から後期高齢者医療制度に異動する場合の軽減措置が変わります。

	軽減の割合		
	旧	新	
	平成28年度まで	平成29年度	平成30年度から
資格取得日前日に社会保険などの被用者保険（いわゆるサラリーマンの健康保険）の被扶養者だった人	9割	7割	5割※

※平成31年度以降は、資格取得から2年を経過するまでに限る

また、世帯の所得に対して、段階的な軽減措置がされています。このうち2割・5割の軽減については、対象が拡充されます。

軽減の割合	世帯主およびすべての被保険者の総所得金額などの合計	
	平成28年度まで	平成29年度から
	2割	基礎控除額（33万円）+ 48万円×世帯の被保険者数 以下
5割	基礎控除額（33万円）+ 26万5,000円×世帯の被保険者数 以下	基礎控除額（33万円）+ 27万円×世帯の被保険者数 以下
8.5割	基礎控除額（33万円）以下（変更なし）	
9割	被保険者全員が年金収入80万円以下で、そのほかの所得がない場合（変更なし）	

※均等割の軽減判定時には、平成29年1月1日現在で、65歳以上の人の公的年金などに係る所得からは、さらに15万円が控除されます。

●所得割保険料

所得の低い世帯に対する軽減措置は、段階的に変更となります。

(被保険者本人の所得－33万円)の額	軽減の割合		
	旧	新	
	平成28年度まで	平成29年度	平成30年度から
前年の基礎控除後の総所得金額などが58万円以下（年金収入のみの場合は、153万円超え211万円以下）	5割	2割	廃止

なぜ見直しをするの？

- ▶ 高齢化が進み医療費を始めとする社会保障費が増加するなか、制度を継続し安心して生活できるようにするため
- ▶ 世代間や世代内での公平性を保つため
- ▶ 負担能力に応じた保険料とするため

今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくため、制度改正にご理解とご協力をお願いいたします。